

## 表 面

12cm

8 cm

	<p style="text-align: center;">写 真 ち ょう 付 面</p>
	<p style="text-align: center;">第 号</p>
<p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p>	<p style="text-align: center;">所 属 庁</p> <p style="text-align: center;">所 属 庁 印</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日 名</p>
<small>規食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第二十一条第一項の規定による立入検査を行う職員の証</small>	

## 裏 面

備考

この用紙は、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りとする。

この証明書を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令により立入検査又は収去を行う職権を有する者で、その関係条文は、次のとおりである。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令抜き

(立入検査)

第二十条 厚生労働大臣は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行なう場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。